令和７年度　西目海水浴場　出店募集要項

令和７年度西目海水浴場海の家の募集および出店条件等について、以下のとおりに定める。

１．場所

由利本荘市西目町出戸字浜山 7-163

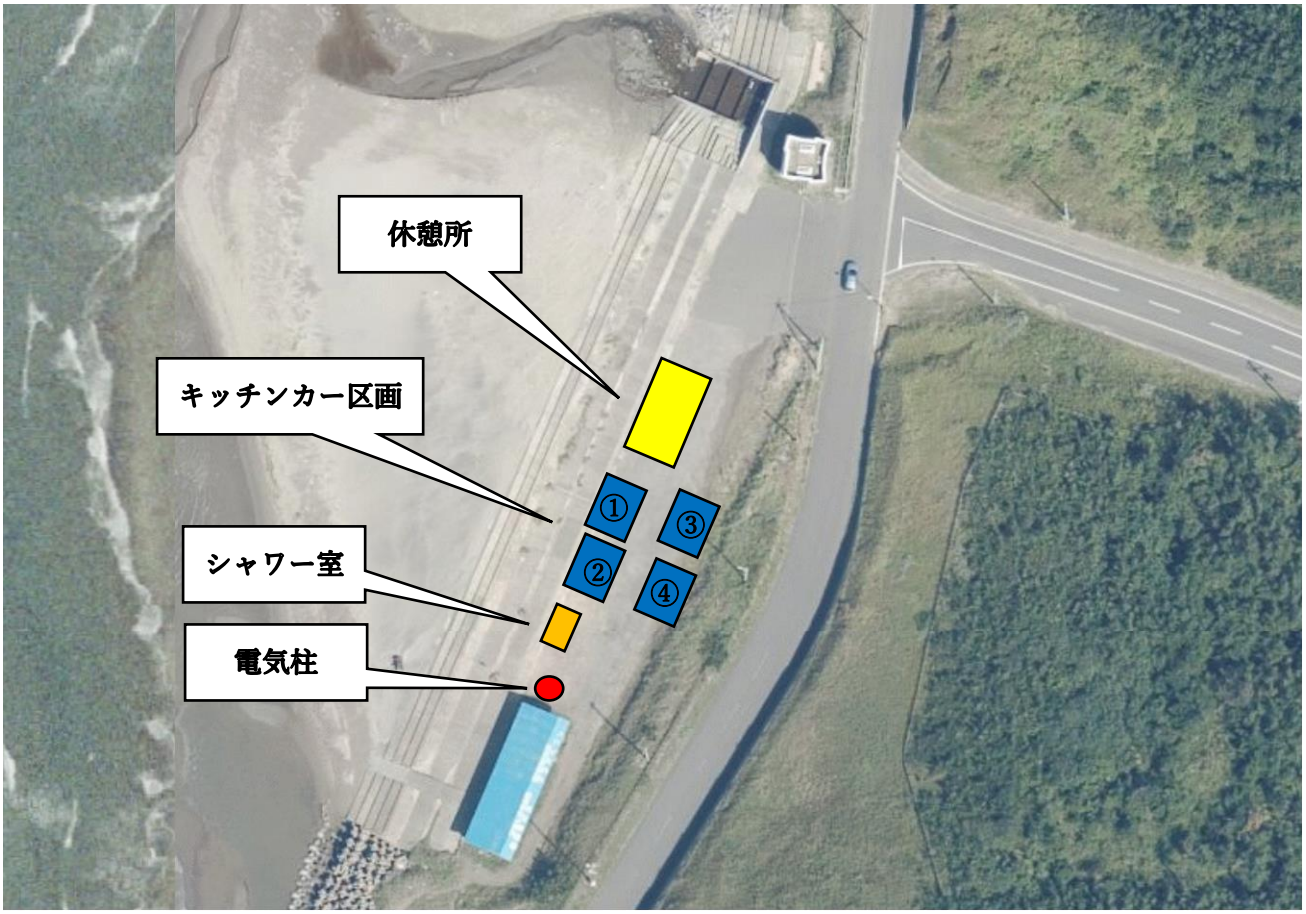

２　出店面積及び区画数

（１）出店面積　１区画　２４㎡（６ｍ×４ｍ）

（２）区画数　４区画

３　使用目的、出店条件及び利用の取消

（１）使用目的

西目海水浴場開設にあたり、海の家として地域のにぎわい創出を目的とする。

【飲食】由利本荘市内での飲食販売の営業許可を取得し、秋田県内保健所で許可を受けたキッチンカー又は自走式の移動式販売車。（営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。）テントでの飲食出店は行わずキッチンカーのみ出店対象とする。

（２）条件

ア　法令を遵守し、必要な手続きを必ず行うこと

イ 観光協会で準備した電気は私用で使わないこと。（１区画あたり 100V　20A　１口準備しています。）
※電気の容量が足りない場合は、発電機等を各自で準備してください。
※キッチンカーと電気柱が遠い場合は、各自ドラムコードリール等を準備してください。
ウ ゴミ箱を区画内に設置すること。なお、ゴミは各自で処理すること
エ 毎日営業開始前及び終了時に会場及び周辺の清掃を行うこと。
利用期間満了時には改めて利用区画及び周辺を清掃し、現状回復すること
オ 野生動物へ餌付けを禁止し、餌場をつくらないようにすること
カ 食品賠償保険等の食中毒に対応した保険に加入すること
※万が一食中毒が発生した場合は、食中毒につながる物を取り扱った出店者様の自己責任となります。主催者はその責を一切負いません。
キ 主催者ホームページを始めとする広報を目的として、西目海水浴場内を撮影し使用することを承認すること
ク 都合により出店できない場合は前日までに事務局まで連絡すること
ケ アルコール類を提供する場合、「未成年及びドライバーへの販売は行わない」「飲酒した場合に海には入らない」旨を見えやすい位置に明確に掲示すること
コ 個別の給水及び排水設備は設置しないので、ゆで汁や汚水は会場で廃棄せず、必ず持ち帰り各自で適切に処分すること
サ 食品を取り扱う業者は、食品の衛生管理をすること。手洗い用の水タンクや排水バケツ・消毒液を用意すること。
シ その他、由利本荘市観光協会西目支部（以下「当支部」）の指示に従うこと

（３）出店の取消

次の場合は、出店を取り消すことがある。
また、出店の取消による損害については、当支部は一切賠償の責任を負わないものとする。
ア 出店料を期日までに納付しないとき
イ 使用目的以外に使用したとき
ウ 利用する土地を他に転貸したとき
エ 土地の現状を変更したとき
オ 土地の使用にあたり、危険、有害な設備を設け、又は近隣の迷惑となるような行為をしたとき
カ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているとき
キ 由利本荘市暴力団排除条例（由利本荘市市条例第 53 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と判明したとき、又は暴力団員等により経営が支配され、若しくは暴力団員等が経営及び運営に関与したと認められたとき
ク その他、当支部の指示に従わなかったとき

４ 出店期間（営業時間）

令和７年７月１９日（土）から同年８月１１日（月）まで
営業時間：９時から１６時３０分まで 毎日１７時までに撤収及び清掃を完了させる
開場：８時３０分 終了：１６時３０分
8:30 開場　→　9:00 営業開始　→　16:30 営業終了　→　17:00 撤収及び清掃を完了、監視が撤収

5　出店料

以下の通り出店料金を定める。

期間	出店料 （由利本荘市内事業者）	出店料 （由利本荘市外事業者）	備考
平日	１，０００円／日	２，０００円／日	
土日・祝日	１，５００円／日	３，０００円／日	

・上記の他、電気使用料金として 500 円/日/区画のお支払いをお願いします。

・出店者の都合による出店の休止、中止及び営業時間の短縮については、出店料の軽減・返金は行いません。

・出店料は実績により請求いたします。

6　申込方法等

（１）　申込資格

ア　誓約書に同意できる事業者又は個人

イ　市税等の滞納がないこと

ウ　出店の取消条件に当てはまらないこと

エ　令和７年６月１５日現在で、１８歳に達していること。ただし、法人等については、その代表者がこれを満たしていること。

（２）　申込条件

ア 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

イ 振込手数料等を含む、申込に関して必要な費用はすべて申込者の負担とする。

（３）申込期間

令和７年６月１５日（日）から同年６月３０日（月）まで（必着）

（午前８時３０分から午後５時１５分まで。ただし、土・日・祝日を除く。）

（４）申込に必要な書類

ア 西目海水浴場海の家出店申込書（様式１）

イ 誓約書（様式２）

ウ 出店希望日調査書（様式３）

エ 食品衛生法の営業許可のコピー(食品を提供する場合)

オ 食品営業賠償共済加入者証のコピー(食品を提供する場合)

カ 身分証明書、ただし申込者が法人の場合は、登記事項全部証明書

（発行から３か月以内のものに限る）

キ その他補足資料に関わるもの

（５）　提出方法及び申込に必要な書類の提出先

申込書類は、持参又は郵送、メールにより提出。

〒018-0692　秋田県由利本荘市西目町沼田字弁天前 40-61　西目総合支所内

由利本荘市観光協会西目支部事務局 宛て

Mail：nsm-sanken@city.yurihonjo.lg.jp

7　出店候補者の決定方法

当支部における審査会により決定する。審査基準は別紙１のとおり。審査の結果、最低基準点に満たない場合は対象外とする。

また、申込者数が利用区画数を超えた場合は審査会による審査点が高い順に決定する。出店区画数に対して出店可能数以上の事業者が同じ審査点となった場合は抽選により決定する。

審査結果及び抽選日については別途申込者あてに通知する。

審査結果と同時に出店料の請求をしますので、出店日までに納付すること。

8　特記事項

（１）主催者、警察、消防、保健所の指示に従い、来場者及び業者間でトラブルを起こさないこと。

（２）食品を取り扱う場合は、由利本荘保健所の指示に従うこと。

（３）出店許可証は店頭の見えやすい場所に掲示すること

（４）出店申込書に記入した販売品目以外の商品は取り扱わないこと。

（５）出店申込書に記入した出店責任者及び出店従事者以外の者は出店に従事しないこと。

（６）火気を使用する場合は、店舗内に消火器を設置すること。

（７）閉店後は出店場所周囲の清掃及び原状回復を確実に行うこと。

（８）出店者のゴミは各自で持ち帰って適切に処分すること。

ゴミとは、調理くず、残飯、食用油等の油脂類、空容器、その他調理の過程で出る排水のこと。

（９）２０歳未満の者及び運転者には酒類を販売しないこと。

(10) 店舗内及び会場内で喫煙はしないこと。

(11) 区画の又貸し、名義貸しは認めない。

(12) 西目海水浴場開設期間は、令和７年７月１９日（土）から同年８月１１日（月）までとする。ただし、環境省の定める水浴場水質判定基準により不適とされたき、又は自然災害等により海水浴場の開場が不適と判断したときは、海水浴場を閉鎖する場合があります。

(13) 出店場所は後日改めてご連絡いたします。

9　問い合わせ先

由利本荘市観光協会西目支部事務局

（秋田県由利本荘市西目町沼田字弁天前 40-61　西目総合支所内）

TEL：０１８４－３３－４６１５

Mail：nsm-sanken@city.yurihonjo.lg.jp

営業時間：８時３０分～１７時１５分（土日祝日休み）